

議案第114号

まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生条例の一部を改正する
条例の制定について

まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生条例の一部を改正する
条例

まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生条例（平成27年養父市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項に見出しとして「(この条例の失効)」を付し、同項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

議案第114号 まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成32年3月31日</u>をもって効力を失う。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(この条例の失効)</u></p> <p>2 この条例は、<u>令和3年3月31日</u>をもって効力を失う。</p>